毎月ご提出用

平成　　年　　月　　日

全国中央市場青果卸売厚生年金基金　殿

事業所番号 (記入して下さい)	
事業所名	
事業主名	印

厚生年金保険法第１２８条の届

(年金事務所 決定通知書と当基金決定通知書 の照合結果届)

同封の　　月分　掛金(納入告知書)に反映されたもの

※　この届は、年金事務所と基金に下記の加入員関係届を提出し、「決定通知書 」の照合結果を報告して頂きます。

※　なお、上記の月に　年金事務所に下記の加入員関係届を提出していなくてもこの届(128条届）は毎月ご提出して下さい。

加入員関係届(保険料・掛金)

- 被保険者（加入員）資格取得届
- 被保険者（加入員）資格喪失届
- 被保険者（加入員）給与月額変更届
- 被保険者（加入員）賞与標準給与支払届
- 被保険者（加入員）給与月額算定基礎届
- 育児休業等申出書

※　年金事務所は保険料　　基金は掛金という
　　年金事務所は被保険者届　　基金は加入員届という

この届は、年金事務所と基金に左記の「加入員関係届」を提出した時、双方から届いた「決定通知書 」の照合結果を報告して頂きます。

※　該当する□に∠印を入れて下さい。

左の届の提出は → □ なし

※　この届は年金事務所に左記の「加入員関係届」を提出していない場合でも毎月提出してください。

左の届を提出し照合した結果

□ 相違なし

※　この届は年金事務所と基金に左記の「加入員関係届」を提出し、年金事務所の決定通知書 と基金の決定通知書 に相違が「ない」場合でも提出してください

□ 相違あり

※　この届は年金事務所と基金に左記の「加入員関係届」を提出し、年金事務所の決定通知書 と基金の決定通知書 に相違が「ある」場合は訂正後の年金事務所の決定通知書 のコピーを付けて提出してください。

※社会保険事務所は、平成22年1月1日から「年金事務所」と名称が変わりました。

※この届(128条届）は、将来、国と当基金の年金記録に誤りを生じさせないための大切な届けでございます。

事業所からの事務連絡欄